【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年３月10日
【報告者の名称】	株式会社ウィズ
【報告者の所在地】	東京都江東区東雲一丁目７番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東雲一丁目７番12号
【電話番号】	03-3534-3180
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　大関　浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィズ （東京都江東区東雲一丁目７番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社バンダイナムコホールディングスをいいます。
（注２）　本書中の「当社」とは、株式会社ウィズをいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注７）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

１【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称　　株式会社バンダイナムコホールディングス
所在地　　東京都港区芝五丁目37番８号

２【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

３【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本件両公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年３月９日開催の当社の取締役会において、下記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（平成28年３月10日を公開買付けの買付け等の期間の初日とするもの。以下、「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下、「第一回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。さらに、公開買付者によれば、公開買付者は、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格とする公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと併せて「本件両公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことから、当社の取締役会は、平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本件両公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本件両公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成28年３月９日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場（以下、「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）へ上場している当社株式の全てを以下に記載する一連の取引によって取得することを決議したとのことです（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）。なお、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式を保有しておりません。

公開買付者は、本取引の第一段階として、当社の創業者兼代表取締役社長であり、当社の主要株主である筆頭株主の横井昭裕氏（以下、「創業者株主」といいます。）（所有する当社株式数（以下、「所有株式数」といいます。）：1,336,600株、株式所有割合（注）：43.37%）、当社の取締役であり当社の第２位の大株主である嶋崎章氏（所有株式数：174,000株、株式所有割合：5.65%）、創業者株主の妻であり、当社の第３位の大株主である横井真由美氏（所有株式数：105,000株、株式所有割合：3.41%）及び当社の取締役かつ創業者株主の実兄であり、当社の第４位の大株主である横井憲治氏（所有株式数：80,000株、株式所有割合：2.60%）（以下、創業者株主、嶋崎章氏、横井真由美氏及び横井憲治氏を総称して「応募予定株主」といいます。）の所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：1,695,600株、株式所有割合：55.02%。以下、「応募予定株式」といいます。）を、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを主たる目的とする第一回公開買付けを実施するとのことです。

第一回公開買付けに際して、公開買付者は、応募予定株主との間で、それぞれの所有する応募予定株式の全てについて、第一回公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下、「本応募契約」といいます。）を平成28年３月９日付で締結しているとのことです。なお、本応募契約の詳細は、後記「(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注）　「株式所有割合」とは、当社が平成28年１月13日に提出した第30期第２四半期報告書（以下、「当社第30期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年11月30日現在の発行済株式総数3,081,600株（以下、「当社発行済株式総数」といいます。）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、当社は同日現在自己株式を保有しておりません。

第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を応募予定株式と同数の1,695,600株と設定しているとのことです。第一回公開買付けに応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,695,600株）に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、第一回公開買付けが成立した場合には、後記のとおり、買付け等の価格を560円とする第二回目の公開買

付けを実施することを予定しているため、公開買付者としては、第一回公開買付けに対して応募予定株主による応募予定株式の応募以外の当社株式の応募があることを想定しておらず、第一回公開買付けに対して応募するか否かのご判断を当社の各株主の皆様に委ねる観点から、第一回公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないとのことです。そのため、第一回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,695,600株）以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、応募予定株主を除く一般株主の皆様が所有する当社株式を取得するために第二回公開買付けを開始することを平成28年３月９日開催の公開買付者の取締役会で決議しており、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、平成28年４月15日から第二回公開買付けを実施することを予定しているとのことです。第二回公開買付けは、公開買付者が第一回公開買付けで取得する当社株式を除く当社株式（応募予定株式以外の当社株式となることを想定しております。以下同じです。）の全てを取得することを目的としているとのことです。第二回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下、「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付価格145円に比べて415円（286.2%（小数点以下第二位を四捨五入。以下同じです。））高い560円を予定しているとのことです。第二回公開買付価格の詳細は、後記「④　第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。

なお、第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するか否かが不確実となるため、第二回公開買付価格での売却を希望される当社の株主の皆様に売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには下限を設定していないとのことです。そのため、第二回公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、第二回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本件両公開買付けによって、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、第二回公開買付け後に、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続きを実施する予定であるとのことです。詳細については、後記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

② 公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

（ア）本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成17年９月に株式会社バンダイ（以下、「バンダイ」といい、公開買付者と併せて「公開買付者等」と総称します。）と株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）が経営統合を実施し、共同株式移転により設立された会社であり、同月、東京証券取引所市場第一部に上場したとのことです。公開買付者は、有力なＩＰ（Intellectual Propertyの略称であり、キャラクター等に係る知的財産権を意味します。以下同じです。）を軸に、玩具・模型、ネットワークコンテンツ、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、映像音楽コンテンツ、アミューズメント施設等のエンターテインメントに関する様々な分野で事業を展開する企業集団（公開買付者並びに子会社94社及び関連会社13社から構成され、以下、「バンダイナムコグループ」といいます。）を統轄する純粋持株会社であるとのことです。

バンダイナムコグループは、トイホビー（玩具、模型、菓子・食品、カプセルトイ、カード、アパレル、生活用品、文具などの製造・販売に関する事業をいいます。以下同じです。）・ネットワークエンターテインメント（ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、景品等の企画・開発・販売、及びアミューズメント施設などの企画・運営に関する事業をいいます。）・映像音楽プロデュースの３つの「戦略ビジネスユニット」（以下、「ＳＢＵ」といいます。）と各ＳＢＵをサポートする関連事業会社から構成されており、それぞれのＳＢＵが、バンダイナムコグループ最大の強みであるキャラクター等のＩＰを、その世界観や特性を活かし、最適なタイミングで、最適な地域に向け、商品・サービスとして提供する「ＩＰ軸戦略」を核として事業を展開しているとのことです。

平成27年４月よりスタートした中期計画では、「ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ　挑戦・成長・進化」をビジョンに掲げ、重点戦略として、事業戦略「ＩＰ軸戦略の進化」、エリア戦略「グローバル市場での成長」、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」を推進しているとのことです。事業戦略「ＩＰ軸戦略の進化」では、ＩＰの創出・獲得などの創出力を強化するとともに、ライブイベントなど新規ＩＰビジネスの拡大、ターゲット層の拡大、事業間連動の強化を図っているとのことです。エリア戦略「グローバル市場での成長」では、日本において各市場におけるＮｏ．１の追求を継続するとともに、今後も成長が見込まれるアジアでの積極的な事業拡大を推進しているとのことです。また、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」では、次世代に向け新たなＩＰビジネスの創出育成やグローバル市場でのＩＰ軸戦略の展開に向けた基盤づくりを推進しているとのことです。

一方、当社は、昭和61年９月に「既存の価値観にとらわれず、あらゆる世代の人たちに、真の遊び心を提案していくこと」を経営理念に玩具企画会社として創業者株主により設立されました。当社は、平成８年11月に携帯電子ペット育成ゲーム『たまごっち』をバンダイと共同で企画・開発し、当社が生産した同製品はバンダイを通じて発売され世界的な大ヒットとなりました。それを契機として、当社はそれまでの企画会社から業容を広げ、本格的に開発・生産も手掛けるようになりました。その後もバンダイとの共同企画・開発、当社の生産による『デジタルモンスター』、『プリモプエル』、『クラッシュギア』及び『復活版たまごっち』等の製品シリーズをバンダイを通じて発売し、堅調な売上実績を継続し、平成17年６月には株式会社ジャスダック証券取引所（現ＪＡＳＤＡＱ）に当社の株式を上場いたしました。

このように、当社は、玩具市場のニーズにスピーディーに対応可能な製品の企画・開発・生産を一気通貫で行うという仕組みを内包し、また、『たまごっち』をはじめとする、これまで市場になかったモノ・コトを時代のニーズを把握しゼロから創造し具現化する技術・ノウハウを保有し、更には玩具カテゴリーにおいて、電子ゲームだけでなく、ぬいぐるみやフィギュア等多岐にわたるカテゴリーへの対応体制を有しており、特に玩具の企画・開発力において強みが発揮可能であると考えております。

一方で、当社は、平成18年頃より少子化及びその後のスマートフォン向けアプリ、ＳＮＳゲームの台頭などの遊びの多様化を背景とした業界環境を視野に、売上の根幹である『たまごっち』や『デジタルモンスター』等の収益が減少傾向になる可能性を勘案し、その対応策として、玩具業界を含む他のエンターテインメント領域への展開、具体的には、①ペット・アパレルの企画・開発・販売、②ゲーム制作会社の子会社化、③アニメ制作会社の子会社化、④玩具レーシングカーのコース（ＳＬＯＴ ＣＡＲＳ ＪＡＰＡＮ）運営、⑤プライベートブランド玩具・雑貨の企画・開発・販売、⑥スマートフォン向けアプリ制作及び⑦介護ロボット事業等を手掛けつつ現在に至っております。

プライベートブランド雑貨の一部商品において販売数の増進等、一定の成果が表れつつあるものの、エンターテインメント業界を取り巻く環境における少子化及び嗜好性の多様化は、当社の予想を超えて進行しており、企画・開発に最も強みを発揮することを得意としてきた当社にとっては、マーケティング、販売、広告宣伝のノウハウに大きな比重がかかる前述①～⑦等の施策は、平成19年以降の当社の業績不振、それに伴う財務体力の低下を踏まえると十分な成果を得られなかったといえます。業績不振の状況としては、平成19年度連結会計年度より、平成21年度及び平成24年度の連結会計年度を除いて当期純損失を計上するとともに、直前四半期末である平成28年度第２四半期連結会計期間においても営業損失１億91百万円、経常損失２億24百万円、親会社に帰属する四半期純損失２億25百万円を計上しております。

このような中、公開買付者等は、平成27年４月上旬、当社から、資金援助を含む、当社への資本参加についての打診を受けました。かかる打診を受け、公開買付者等は、当社の企業価値の初期的な検討を含む当社との資本提携の条件についての検討を開始したとのことです。その中で、当社の抱える収益性の低下・資金繰りの悪化等の状況を踏まえると、当社株式への投資については、一般的な上場株式への投資に比較してリスクが高いと判断するに至ったとのことです。そのため、公開買付者は、当社に対する資金援助及び資本参加は、当社の完全子会社化が前提であり、かつ、創業者株主等の大株主との関係では、一般株主から取得する価格よりも低い価格で取得するスキームを採用する必要があると判断し、平成27年７月上旬、創業者株主とかかる条件面での協議を開始しましたが、公開買付価格や完全子会社化後の経営体制についての条件面で折り合いがつかず、平成27年８月中旬の段階で、資本業務提携の検討は一旦白紙となったとのことです。

その後、当社は、公開買付者に対して、平成27年10月上旬に、資本業務提携の協議再開を申し入れました。かかる申し入れを受け、公開買付者は、当社との資本業務提携についての検討を再開し、平成27年10月中旬に、創業者株主を含む応募予定株主が保有する応募予定株式を対象として、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを目的とする一段階目の公開買付けを実施し、一段階目の公開買付けの成立後、市場価格に一定のプレミアムを付した価格での二段階目の公開買付けを実施する二段階の公開買付けにより、当社を完全子会社化し、経営体制を刷新すること等の当社の事業体制の見直しを含む資本業務提携を、創業者株主及び当社へ提案（以下、「10月提携提案」といいます。）をいたしましたが、10月提携提案に係る条件は、創業者株主及び当社に受け入れられず、平成27年11月下旬の段階で、資本業務提携の検討は再度白紙となりました。

その後、当社は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値の向上に資する可能性があるとの理由から10月提携提案を再検討することとし、平成28年１月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。かかる申入れを受け、公開買付者は、創業者株主及び当社との間での具体的な協議を再開し、平成28年１月下旬から、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成28年２月下旬に終了しております。）。そして、公開買付者は、平成28年２月中旬に創業者株主に対して本取引に関する提案を改めて行い、第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も引き続き協議・交渉を行ってきたとのことです。また、公開買付者は、当社に対しても平成28年２月中旬に本取引に関する提案を改めて行い、第二回公開買付価格についても、協議・交渉を続けてまいりま

した。それらと並行して、平成28年２月下旬より、当社の独立委員会に対して完全子会社化の目的、本取引後の経営方針、従業員の雇用等の考え方について説明を行ってきたとのことです。

以上の協議・交渉を経る中で、公開買付者としては、当社との業務提携を通じ、トイホビーＳＢＵの主幹会社であるバンダイが事業を展開する玩具・模型分野における「ＩＰ軸戦略の更なる強化」と「企画開発力の更なる強化」を目的に、当社をトイホビーＳＢＵの企画開発会社とすることで、トイホビー事業の更なる成長・拡大を目指すことが可能になるとの判断に至ったとのことです。

また、当社としても、当社が、少子化をはじめとする厳しい環境にある業界の中を勝ち抜いていくためには、バンダイナムコグループの最大の強みである「ＩＰ軸戦略」を基軸として事業拡大を図っていくことが必要であるとの判断に至りました。

具体的には、公開買付者は、バンダイナムコグループの強みである有力なＩＰを軸としたビジネス展開により成長を実現しているところ、当社をバンダイナムコグループに迎えることで、当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力、ノウハウをバンダイナムコグループ内に融合し、公開買付者の成長の源泉であるＩＰ・商品の企画開発機能を強化することが可能になると考えているとのことです。特に、公開買付者は、男児・女児の定番玩具の企画・デザイン力に強みを有するバンダイと、デジタル玩具の企画・開発力に強みを有する当社の連携を深めることで、当社を含むバンダイナムコグループ全体としての企画力を向上することができ、当該企画力を柱として、両社の強みを活かした新商品の企画・開発・展開が可能になると考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社を、「たまごっち」、「プリモプエル」、「デジタルモンスター」といったオリジナルＩＰを共同で保有・展開する、公開買付者等の重要な事業上のパートナーと認識しているとのことですが、当社にとっても、公開買付者等との連携により、これらのオリジナルＩＰのライセンスアウト機能を強化することで、安定的な収益基盤の構築が可能と考えているとのことです。

そして、上記のようなシナジーを実現するためには、公開買付者としては、当社株式を全て取得し、当社の事業運営の再構築を含む、中長期的な戦略的判断に基づく迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築することが必要不可欠であると判断したとのことです。また、仮に、当社の上場を維持したままで、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策を実行した場合においては、短期的な当社の業績の下振れリスク等、短期的には、当社の株主の皆様にマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないことなどを踏まえると、公開買付者と当社の関係を親子会社関係に留めるのではなく、当社を公開買付者の完全子会社とし、当社を非上場化した上で、両社がグループとして一体となり事業展開を行っていくことが、当社の企業価値向上に資するとの判断に至りました。

上記を経て、公開買付者は、平成28年３月９日付の取締役会決議において、当社を完全子会社化する目的で、本件両公開買付けを実施することを決定したとのことです。

他方、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化により、(ⅰ)本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ⅱ)本取引により、当社及びバンダイの両社で保有するＩＰの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(ⅲ)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(ⅳ)当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、当社としても、本取引を行うことによって、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至ったため、平成28年３月９日開催の取締役会において、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

（イ）本件両公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本件両公開買付けが成立し、後記「(5）本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により当社の完全子会社化を達成した場合には、当社をバンダイが主幹会社を務める公開買付者のトイホビーＳＢＵの企画開発会社としてグループ入りさせ、①バンダイ及び当社が共同で権利を保有・展開するオリジナルＩＰ及びＩＰ創出力の強化による収益モデルの構築、②当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力をバンダイナムコグループに融合し、連携を強化することによる企画力の向上、③当社及びバンダイナムコグループとの相互人材交流、④バックオフィスを中心とした業務の効率化等の施策を検討・実行することにより、当社の事業運営を再構築し、当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力及びバンダイの強みである男児女児の定番玩具の企画・デザイン力を最大限に活かし、

ＩＰ創出力の強化、企画力の向上を実現し、当社及びバンダイナムコグループの企業価値の向上を図ることを計画しているとのことです。

なお、本取引後における、当社との間の業務提携の基本方針及び当社の経営体制の概要については、以下のとおりです。

（ｉ）業務提携の基本方針

公開買付者等及び当社は、両社の業務提携の基本方針として、以下の内容を確認しています。

(a) 当社は、オリジナル玩具事業からは撤退し、バンダイ玩具の企画開発機能に特化する。

(b) 当社とバンダイの連携体制を構築の上、当社の強みであるデジタル玩具の企画開発力を強化し、「収益の安定化」と「企画会社としての成長」を目指す。

（ii）経営体制の概要

公開買付者等及び当社は、本取引後の当社の経営について、以下のような体制を発足させることを確認しています。

(a) 当社の取締役は５名とし、公開買付者が指名する。但し、本取引後最初の１年間は、当社の取締役のうち３名を公開買付者が指名し、２名を当社が指名する。

(b) 当社の代表取締役は、公開買付者が指名した取締役から選任する。

(c) 監査役会は廃止し、監査役は公開買付者が指名する者とする。

なお、新体制の発足に伴い、当社の現経営陣が退任する（公開買付者又は当社に当社の取締役又は監査役として指名される）かは未定です。

③　第一回公開買付価格の決定

当社は、公開買付者より、第一回公開買付価格の決定につき、以下の説明を受けております。

第一回公開買付価格を決定するに際し、公開買付者は、前述のとおり、応募予定株主との間で交渉を行い、応募予定株式1,695,600株を１株当たり145円で取得することに合意したとのことです。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を１株当たり145円としたとのことです。公開買付者は、第一回公開買付けでは、応募予定株式のみが応募されることを想定しているとのことです。

第一回公開買付価格である１株当たり145円は、第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成28年３月８日（以下、「本基準日」といいます。）のＪＡＳＤＡＱにおける当社株式の終値410円に対して64.6%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）、本基準日までの過去１ヶ月間の終値平均値353円に対して58.9%、本基準日までの過去３ヶ月間の終値平均値373円に対して61.1%、本基準日までの過去６ヶ月間の終値平均値427円に対して66.0%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

また、第一回公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成28年３月９日のＪＡＳＤＡＱにおける当社株式の前場終値424円に対して65.8%のディスカウントを行った金額となります（本件両公開買付けの公表を平成28年３月９日の前場終了から後場開始までの間に行っているため、前場終値及び前場終値に対するディスカウント率を記載しております。）。

④　第二回公開買付けに関する事項

当社は、公開買付者より、第二回公開買付けに関する事項につき、以下の説明を受けております。

（ア）第二回公開買付けの概要

前記「①　本件両公開買付けの概要」に記載のとおり、第一回公開買付けが成立した場合、公開買付者は第二回公開買付けを実施する予定とのことです。なお、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しないことから、公開買付者は、第二回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「第二回公開買付期間」といいます。）は平成28年４月15日から平成28年５月24日までの24営業日とする予定とのことです。

但し、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下、「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）のやむを得ない延長その他これに準ずるやむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始の延期及び第二回公開買付期間の変更を行う可能性があるとのことです。第二回公開買付けの開始が延期又は第二回公開買付期間が変更された場合でも、公開買付者は、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、その決済の完了後、実務的に可能な範囲で速やかに、第二回公開買付けを開始する予定とのことです。

なお、第一回公開買付けが成立しなかった場合には、第二回公開買付けは実施されないとのことです。

第二回公開買付けは、応募予定株主以外の当社の株主の皆様に、第一回公開買付価格145円よりも415円（286.2%）高く、また本基準日時点の市場価格にプレミアムが付された第二回公開買付価格560円で、当社株式を売却する機会を提供するものであるとのことです。公開買付者は、第二回公開買付けによって、公開買付者が第一回公開買付けで取得する当社株式を除く当社株式の全てを取得することを目的としているとのことです。

（イ）第一回公開買付価格と第二回公開買付価格とが異なる理由

公開買付者は、当社株式の全てを取得することを企図しているとのことです。公開買付者は、前述のとおり、平成28年３月９日に、応募予定株主との間で、応募予定株式について、１株当たり145円の第一回公開買付価格にて取得することで合意したとのことです。並行して、公開買付者は、当社の一般株主の皆様に市場価格にプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを目的として、当社との間で、これらの株主の皆様が所有する当社株式を、第一回公開買付価格とは異なる価格にて取得することについて検討し、当社との間で交渉しました。第一回公開買付価格と第二回公開買付価格が異なるのは、公開買付者とそれぞれ別の相手方との交渉を経て決められた価格であること、当社の更なる成長のためには、本取引を通じて公開買付者との一体経営を実現することが有用であるとの考えのもと、本取引の実現に大株主として協力する観点から、応募予定株主が、他の当社の株主の皆様に対して公開買付者が提示する価格より低い価格でその所有する当社株式を売却する意向を有しており、応募予定株主が受け取る当社株式１株当たりの対価が他の当社の株主の皆様が受け取る対価よりも低くなることを了解したことによるものとのことです。

（ウ）二段階公開買付けを実施する理由

本取引においては、公開買付者は、応募予定株主との間で、応募予定株主が応募予定株式について本基準日の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付者に譲渡すること、及び、当社の一般株主との関係では、本基準日の市場価格にプレミアムを付した価格で当社株式を売却する機会を提供することに合意しているとのことです。金融商品取引法においては、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することは許容されておりません。また、同一の買付者が、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することについても、実務上許容されていないと指摘されております。そのため、公開買付者は、第一回公開買付けにおいて応募予定株式を本基準日の市場価格より低い価格にて取得することを目的として、及び第二回公開買付けにおいて公開買付者が第一回公開買付けで取得する当社株式を除く当社株式を当社の株主の皆様から本基準日の市場価格より高い価格にて取得することを目的として、二段階の公開買付けを実施することにしたとのことです。

（エ）第二回公開買付価格に関する独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCアドバイザリー合同会社（以下、「PwC」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成28年３月８日付で取得した当社株式の価値に関する株式価値算定書（以下、「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を参考としているとのことです。

PwCは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「ＤＣＦ方式」といいます。）の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。なお、公開買付者は、PwCから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、PwCは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式：353円～446円
ＤＣＦ方式　　：520円～576円

市場株価基準方式では、平成28年３月８日を算定基準日として、当社株式のＪＡＳＤＡＱにおける算定基準日の終値410円並びに算定基準日までの１ヶ月間及び３ヶ月間における株価終値平均値（１ヶ月間：353円、３ヶ月間：374円）及び出来高加重平均値（１ヶ月間：446円、３ヶ月間：435円）を分析した上で、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は、353円から446円までと算定しているとのことです。

ＤＣＦ方式では、当社が作成した平成28年５月期から平成33年５月期までの事業計画に基づき、当社が平成28年５月期第３四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を520円から576円までと算定しているとのことです。

公開買付者は、PwCから取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成28年３月９日開催の取締役会において、第二回公開買付価格を１株当たり560円とすることを決定したとのことです。

なお、第二回公開買付価格である当社株式１株当たり560円は、本基準日の当社株式のＪＡＳＤＡＱにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去１ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去３ヶ月間の終値平均値374円に対して49.7%及び本基準日までの過去６ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となります。

また、第二回公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成28年３月９日のＪＡＳＤＡＱにおける当社株式の前場終値424円に対して32.1%のプレミアムを加えた金額となります（本件両公開買付けの公表を平成28年３月９日の前場終了から後場開始までの間に行っているため、前場終値及び前場終値に対するプレミアム率を記載しております）。

⑤　当社における意思決定の過程及び理由

上記「②　公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値の向上に資する可能性があるとの理由から10月提携提案を再検討することとし、平成28年１月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。その後、当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部店等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。また、当社は、当社から独立した法務アドバイザーとして伊藤見富法律事務所を選任しました。さらに、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①　当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、独立委員会を設置しました。

当社は、みずほ銀行及び伊藤見富法律事務所による助言を受けつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引における一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を重ねました。

その上で、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び当社の関連当事者に該当せず、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、みずほ銀行より、平成28年３月８日付で、当社株式価値に関する株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得しました（なお、当社は、みずほ銀行から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。）。

また、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、平成28年３月８日に、独立委員会から、(ⅰ)本取引による当社の企業価値の向上、(ⅱ)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(ⅲ)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする答申書（以下、「本答申書」といいます。）の提出を受けました。

その上で、当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成28年３月９日開催の当社の取締役会において、以下の判断をいたしました。

本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化であるため、(ⅰ)本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ⅱ)本取引により、当社及びバンダイの両社で保有するＩＰの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(ⅲ)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(ⅳ)当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

また、第一回公開買付価格については、(ⅰ)応募予定株主と公開買付者との間の交渉により、合意・決定したものであり、第一回公開買付けは応募予定株主のみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ⅱ)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を第二回公開買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断しました。第二回公開買付価格については、(ⅰ)本基準日の当社株式のＪＡＳＤＡＱにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去１ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去３ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去６ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(ⅱ)第二回公開買付価格560円は、応募予定株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円（286.2%）高い金額であること、(ⅲ)下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(ⅰ)から(ⅲ)までを踏まえ、平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

当社は、平成28年３月９日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、当社としては、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。さらに、第二回公開買付けについては、当社として平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係

当社は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年３月８日付で当社算定書を取得いたしました。当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部店等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。なお、当社は、みずほ銀行から第二回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

② 算定の概要

みずほ銀行は、当社株式の株式価値を算定するにあたり、当社から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、当社の株式価値を分析しております。みずほ銀行は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の株式価値を算定しています。当該手法に基づいて算定された当社株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法　　：353円～457円
ＤＣＦ法　　：452円～611円

市場株価法は、市場株価を基礎として株式価値を算定する方式であり、証券取引所における上場会社の市場株価は、多数の投資家の参加により形成される価格であり、会社の資産内容、収益力、将来性等の様々な要素が反映された、最も客観的な価格であると考えられ、当社はＪＡＳＤＡＱに上場していることから、みずほ銀行は市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成28年３月８日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱにおける当社株式の基準日終値410円、直近１ヶ月間の終値単純平均値353円、直近３ヶ月間の終値単純平均値373円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値427円並びに直近１ヶ月間の出来高加重平均値445円、直近３ヶ月間の出来高加重平均値435円及び直近６ヶ月間の出来高加重平均値457円を分析した上で、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を353円から457円までと分析しております。

ＤＣＦ法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する方式であり、収益性の観点に基づく算定手法を考慮することが必要であると考えられるところ、ＤＣＦ法はゴーイング・コンサーン（永続的存在）としての企業の今後の収益力に注目した動態的な算定手法といえ、特にM＆Aにおける株式価値の算定手法としては一般的であることから、みずほ銀行はＤＣＦ法を採用することとし、ＤＣＦ法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年５月期以降（但し、平成28年５月期については、平成27年12月から平成28年５月までの６ヶ月間。）に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を452円から611円までと分析しております。

なお、ＤＣＦ法による算定の基礎となった当社の事業計画は以下のとおりであり、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、事業年度毎の主な変動要因は以下のとおりとなります。

平成29年５月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高において、主な製品シリーズ売上が前期２シリーズだったところ、３シリーズに増えること、②当社の持分法適用会社であるピップ＆ウィズ株式会社との介護ロボット事業の取組みが本格始動し始めること、③海外アニメ会社とのＩＰ創出によるライセンスビジネスの取組みが始まり収益に寄与し始めること、及び④その他のＯＥＭ製品受注（国内外）による売上高の増加を見込んでいるためであり、その結果、営業利益も黒字に転じると見込んでおります。

平成30年５月期は、売上高が前期比で1.1倍程度増加しておりますが、営業利益は倍増を見込んでおります。この営業利益の増加は、利益率の高い海外アニメ会社との取組みによる売上高を前期比で３倍程度見込んでいるためです。

平成31年５月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高は２割程度減少するものの、②介護ロボット事業の売上高が伸長（前期比約1.4倍）し、③平成31年５月期より海外アニメ会社との取組みとして、ライセンスビジネスに加えて、企画・開発・品質管理受託が開始されることから、海外アニメ会社との売上高が拡大（前期比約６倍）することが見込まれるためであり、その結果、営業利益も前期比で1.5倍程度増加すると見込んでおります。

平成32年５月期及び平成33年５月期は、売上高がそれぞれ前期比で微増、営業利益はそれぞれ前期比で1.2～1.3倍程度増加しておりますが、これは高齢化社会の進行を視野に入れた介護ロボット事業の伸長を見込んでいるためです。また、ＤＣＦ法による算定の基礎となった事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

（単位：百万円）

	平成28年５月期（注）	平成29年５月期	平成30年５月期	平成31年５月期	平成32年５月期	平成33年５月期
売上高	762	1,400	1,560	1,850	1,950	2,200

	平成28年５月期（注）	平成29年５月期	平成30年５月期	平成31年５月期	平成32年５月期	平成33年５月期
営業利益	137	38	76	114	152	190

（注）　平成28年５月期については、平成27年12月から平成28年５月までの６ヶ月間のものです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、ＪＡＳＤＡＱに上場されていますが、公開買付者は、本件両公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないとのことですので、本件両公開買付けの結果次第では、ＪＡＳＤＡＱの定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本件両公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、下記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本完全子会社化手続き（下記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）を実施した場合には、ＪＡＳＤＡＱの上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式をＪＡＳＤＡＱにおいて取引することはできません。

(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本件両公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、最終的には当社株式の全てを取得することを目的として、本件両公開買付けを実施しますが、本件両公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得するための手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、本件両公開買付けの成立により、その保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第179条第１項に規定する特別支配株主となる場合には、第二回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第２編第２章第４節の２の規定により、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）することを予定しているとのことです。

本株式売渡請求においては、当社株式１株当たりの対価として、第二回公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続きに従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する当社株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた当社株式１株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、第二回公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、平成28年３月９日時点においては、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の２第１項各号の事項について通知を受けた場合には、当社の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定です。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の８その他関係法令の定めに従って、本件両公開買付けに応募しなかった当社の株主は、裁判所に対して当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本件両公開買付けの成立後、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを平成28年８月に開催が予定されている当社の第30回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の付議議案とすることを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本株主総会において当該各議案に賛成する予定とのことです。本株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、当社の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本件両公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様

に交付される金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社株式の全てを所有することとなるよう、本件両公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）の皆様の所有する当社株式の数が１株に満たない端数となるように決定する予定とのことです。なお、本株主総会において本株式併合の議案が否決された場合には、本株式併合は実行されないこととなります。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本件両公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）の皆様が保有する当社株式の数は１株に満たない端数となる予定とのことですので、本株式併合に反対する当社の株主は、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続きについては、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本件両公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。

但し、その場合でも、本件両公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本件両公開買付けへの応募又は上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主及び大株主である応募予定株主が公開買付者との間で応募予定株式（所有株式数の合計：1,695,600株、株式所有割合：55.02%）全てについて本応募契約を締結しているところ、当社の取締役５名のうち３名が本応募契約を締結していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び当社の完全子会社化手続きが一連の行為として第一回公開買付けと一体のものとみなされることに照らし、公開買付者及び当社は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

以下の記載のうち公開買付者に関連する部分は、公開買付者からの説明に基づいて記載しております。

① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手

当社は、平成28年２月17日付取締役会において、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、応募予定株主及び公開買付者からの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（当社社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（当社社外監査役、独立役員）の３名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(ⅰ)本取引による当社の企業価値の向上、(ⅱ)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(ⅲ)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、「本件諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、当社は、当初から上記の３氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はありません。

独立委員会は、平成28年２月22日から平成28年３月８日までの間、合計で４回開催され、本件諮問事項について検討を行いました。かかる独立委員会における検討に際しては、(ⅰ)公開買付者による本取引の目的や本取引後の経営方針等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ⅱ)当社に対し、本取引の目的や本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ⅲ)みずほ銀行による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ⅳ)本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

独立委員会は、これらの検討を前提として、平成28年３月８日に、当社の取締役会に対して、(ⅰ)本取引による当社の企業価値の向上、(ⅱ)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている

対価の公正性、及び(iii)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書を提出しました。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

（ｉ）本取引による当社の企業価値向上について、当社及び公開買付者から、前記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載の内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本取引によって当社の企業価値が向上するとの当社及び公開買付者の判断に特段の不合理はないものと考える。

（ii）第一回公開買付価格については、(a)応募予定株主と公開買付者との間の交渉により、合意・決定したものであり、第一回公開買付けは応募予定株主のみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないこと、(b)一般株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を第二回公開買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であることから、当社が第一回公開買付価格の妥当性について意見を留保することは妥当であると考えられ、また、当社の一般株主が応募することが想定されていない以上、本答申書において第一回公開買付価格の公正性に関して論ずることは不要であると考える。

第二回公開買付価格については、(a)当社は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の価値算定を依頼し、平成28年３月８日付で当社算定書を取得しており、当社算定書においては、当社の１株当たりの株式価値を、市場株価法では353円～457円、ＤＣＦ法では452円～611円と算定しており、この株式価値の算定につき、みずほ銀行が独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、みずほ銀行が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b)本基準日の当社株式のＪＡＳＤＡＱにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去１ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去３ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去６ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(c)第二回公開買付価格は、応募予定株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円（286.2%）高い金額であること、(d)利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、公正な価格であると考える。

本件両公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は当社株式の併合その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考える。

（iii）本取引の手続について、(a)本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設置し、本答申書を参考とし、平成28年３月９日開催予定の当社の取締役会で決議する予定であること、(b)当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏の３名は、公開買付者との間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していることに鑑み、平成28年３月９日開催予定の当社取締役会においては、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の２名の取締役において審議の上、両名による決議を行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の４名の取締役にて改めて審議し、決議を行う予定であること、(c)第二回公開買付価格につき、利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、(d)公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社の株式価値の算定を依頼し、平成28年３月８日付で当社算定書を取得したこと、並びに(e)公開買付者及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、当社は、本取引の手続について、公正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考える。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年３月８日付で、当社株式価値に関する当社算定書を取得しました。当社算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部店等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。また、当社は、みずほ銀行から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

③　当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法及びその他の留意点について法的助言を受けております。

④　利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成28年３月９日開催の当社の取締役会において、以下の判断をいたしました。

本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化であるため、(ⅰ)本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ⅱ)本取引により、当社及びバンダイの両社で保有するＩＰの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(ⅲ)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(ⅳ)当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

また、第一回公開買付価格については、(ⅰ)応募予定株主と公開買付者との間の交渉により、合意・決定したものであり、第一回公開買付けは応募予定株主のみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ⅱ)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了の後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を第二回公開買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断しました。第二回公開買付価格については、(ⅰ)本基準日の当社株式のＪＡＳＤＡＱにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去１ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去３ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去６ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(ⅱ)第二回公開買付価格560円は、応募予定株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円（286.2%）高い金額であること、(ⅲ)上記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(ⅰ)から(ⅲ)までを踏まえ、平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

当社は、平成28年３月９日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、平成28年３月９日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。当該取締役会においては、当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏が公開買付者との間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、当社の取締役５名のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の２名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議をそれぞれ行った後、さらに、会社法第369条に定める

取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の４名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。

また上記取締役会には、当社の監査役３名が出席し、当社の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤　公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、前記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「④　第二回公開買付けに関する事項」の「（エ）第二回公開買付価格に関する独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、第二回公開買付価格の検討に際して、PwCから公開買付者株式価値算定書を取得しているとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

本件両公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、応募予定株主との間で、応募予定株式の全てについて第一回公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成28年３月９日付で締結しているとのことです。

本応募契約においては、応募予定株主の応募の前提条件として以下の事項が定められているとのことです。なお、各応募予定株主は、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、第一回公開買付けに応募することは制限されないとのことです。

(a) 第一回公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回等されていないこと
(b) 本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注１）が、重要な点において真実かつ正確であること
(c) 公開買付者が本応募契約に規定する義務（注２）にその重要な点において違反していないこと
(d) 第一回公開買付けを制限又は禁止することを求める旨の司法・行政機関その他の権限ある機関に対して提起された合理的に認められる可能性のある申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、第一回公開買付けの実施又は応募予定株主による第一回公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと
(e) 公表されていない当社重要事実（当社に関する法第166条第２項に定める重要事実）又は公開買付等事実（法第167条第２項に定める、公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実）であって、第一回公開買付けの開始後において応募予定株主が新たに知ることとなったものが存在しないこと（但し、応募予定株主が第一回公開買付けに応募して応募予定株式を売却することが、法第166条又は第167条に違反しない場合は除く。）

（注１）　公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、第一回公開買付けの開始日及び決済日において、(ⅰ)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(ⅱ)公開買付者における本応募契約の締結・履行に必要な権利能力及び行為能力の保有並びに必要な手続の履践、(ⅲ)本応募契約の締結の有効性及び適法性並びに強制執行可能性、(ⅳ)本応募契約の締結及び履行に関連して必要な許認可等の取得及び履践、(ⅴ)本応募契約の締結・履行が公開買付者に適用ある法令、社内規則、契約、司法・行政機関の判断等に違反しないこと、(ⅵ)反社会的勢力との関係及び暴力的な要求行為等の不存在を表明及び保証しております。

（注２）　公開買付者は、本応募契約において、第一回公開買付けを開始する義務及び秘密保持義務のほか、(ⅰ)応募予定株主の義務の前提条件のうち上記(b)及び(c)が充足されるよう適切な措置を講じること、(ⅱ)第一回公開買付けの決済日までに、公開買付者による上記（注１）に記載の表明及び保証の違反若しくは本応募契約上の義務違反があった場合、応募予定株主の義務の履行の前提条件の充足が不可能となった場合又はこれらの合理的なおそれを生じさせる具体的な事由が生じた場合には、直ちに、応募予定株主に対して、書面による通知を行うこと、(ⅲ)公開買付者による上記（注１）に記載の表明及び保証の違反又は本応募契約上の義務違反に起因又は関連して、応募予定株主が被った損害、損失又は費用を補償することという義務を負っております。

４【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
横井　昭裕	代表取締役社長		1,336,600	13,366
嶋崎　章	取締役	マーケティング本部長	174,000	1,740
木村　学	取締役	管理部門担当	1,000	10
横井　憲治	取締役	相談役	80,000	800

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
三木　誠	取締役		500	5
大島　忠	常勤監査役		300	3
長尾　謙太	監査役		―	―
加藤　興平	監査役		―	―
計	―	―	1,592,400	15,924

（注１）　役職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。
（注２）　取締役のうち三木誠氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
（注３）　監査役のうち大島忠氏及び加藤興平氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。

５【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

６【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

７【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

８【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上